

岡崎市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的等)

- 第1条 この要領は、岡崎市が交付する耐震等関連事業（第2条第2項に規定する事業をいう。以下この要領において同じ。）に係る補助金において、申請者の一時的な負担を軽減するため、耐震等関連事業に係る契約を締結した者が申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 次に掲げる事業における補助金の受領については、この要領に定めるところにより代理受領制度を利用できるものとする。ただし、代理受領制度を利用できる申請者は法人（区分所有された住宅における建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人を除く。）その他の団体でない者に限る。
- (1) 岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱における次の補助事業
 - ア 木造住宅耐震改修工事費等補助事業
 - イ 非木造住宅耐震改修工事費等補助事業
 - ウ 耐震診断義務化建築物耐震改修工事費補助事業
 - エ 段階的耐震改修工事費等補助事業
 - オ 木造住宅耐震省エネ改修工事費等補助事業
 - カ 耐震シェルター等整備費補助事業
 - (2) 岡崎市住宅除却事業費補助金交付要綱における補助事業
 - (3) 岡崎市土砂災害対策改修事業費補助金交付要綱における補助事業
 - (4) 岡崎市アスベスト対策事業費補助金交付要綱におけるアスベスト除却等工事費補助事業
 - (5) 岡崎市瓦屋根耐風対策事業費補助金交付要綱における補助事業

(定義)

- 第2条 この要領における用語は、岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱及び岡崎市土砂災害対策改修事業費補助金交付要綱において使用する用語の例による。
- 2 この要領において「耐震等関連事業」とは、前条第2項各号に規定する補助事業をいう。
 - 3 この要領において「事業者」とは、申請者と耐震等関連事業に関する契約を締結した者をいう。

(届出)

- 第3条 耐震等関連事業の補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、様式第1号による代理受領届出書を市長に提出しなければならない。

(届出の確認)

- 第4条 市長は前条に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認の

うえ様式第2号による代理受領届出確認通知書を申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第5条 前条による代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときには、完了実績報告書を提出する前までに様式第3号による代理受領届出取下届を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、耐震関連事業の遂行が困難になり廃止(中止)届が提出された場合は、前項の代理受領届出取下届が提出されたものとみなす。

(届出内容の変更)

第6条 申請者は、第4条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に届出の内容に変更が生じる場合は、様式第4号による代理受領届出変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の代理受領届出変更届を提出した申請者に対し、様式第5号による代理受領届出変更確認通知書により通知するものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合、第7条及び第8条において「代理受領届出確認通知書」とあるのは「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の代理受領)

第7条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、補助金確定通知書により通知を受けた後、様式第6号による代理受領に係る委任状を提出することにより、補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 市長は前項の代理受領に係る委任状に基づき、申請者に代理して事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取り消し)

第8条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (4) 法令又はこの要領に違反した場合
- (5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(書類の保管)

第9条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。